

手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会  
第8回会議 議事概要

- 1 開催日時 令和3年(2021年)3月16日(火曜日)  
午後2時00分から午後4時00分まで
- 2 開催場所 滋賀県危機管理センター 1階 大会議室
- 3 出席委員 岡田委員、織田委員、木村委員、崎山委員、佐藤委員、宿谷委員、  
関根委員、玉木委員、中西委員、水江委員、山野委員、山本委員、  
吉田委員(五十音順、敬称略)
- 4 内 容  
(1)開会  
(2)議題1「小委員会まとめ(案)について」
- 5 議事概要  
(1)開会  
(2)議題

議題1「小委員会まとめ(案)について」

- 事務局より、資料1, 2に基づき説明

(委員)

まとめ案の意見照会をしていただいたが、期間が短く、十分に読み込むことができなかった。改めて確認したいことがある。資料2の4ページで条例の形で(2)別立型の意見で、「手話言語条例を制定し、聞こえない子どもが安心して生活言語を獲得する環境を作る必要がある。一体化すると薄まってしまい、手話言語が普及していかない。」という解釈がわからない。

「聞こえない子どもが安心して生活言語を獲得する環境を作る必要があり、そのために手話言語条例が必要」と書いてもらいたい。

情報コミュニケーション条例に手話言語を入れてしまうとわかりにくくなる。言語権とコミュニケーション保障が違うものであるということ。それをさらに修正してもらいたい。誤解を受けるような文章表現であるので、改めて確認をお願いしたい。

2点目に8ページの(3)定義について、共通の理解になっているか確認したい。意思疎通として、「手話・要約筆記・点字・触覚を使った意思疎通～」とあるが、私たちが使う手話、中途失聴・難聴者の方々は筆談を使う。しかし、要約筆記は意思疎通手段ではないと思っており、その解釈について確認したい。意思疎通支援者は要約筆記者であるが、手段と支援は分けたほうがいいのではないか。

(事務局)

まず1点目について、まとめ案を送付するのが遅くなり、意見照会の期間が短くなってしまい大変申し訳ない。今回、委員から事前にメールでこの内容について意見をいただいて

おり、「一体化すると薄まってしまう」との表記について、「一体化すると曖昧になってしまう」という表現であったと伺っているので、その点については、今回、訂正いただいたということで、まとめの方も直させていただきます。

次に、2点目の8ページ(3)定義で、意思疎通手段に要約筆記を含めるかという質問についてお答えする。私どもが目指すところは共生社会であり、障害があってもなくても、意思疎通の様々な困難さ抱えていても誰1人取り残さない、そういう思いを込めて議論がされてきたと思う。この条例においては、意思疎通手段は先行県にも習って、広く定義をさせていただきたい。これは違う、これは除くという排除の論理はとらない考えである。例えば、愛知県の条例における障害特性に応じた意思疎通手段の定義を申し上げますと、「手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、代読、実物または絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置その他の障害者が他人との意思疎通を図るための手段(障害者の意思疎通を補助するための手段を含む。)」と非常に幅広く定義されており、他の県についても同様である。

また障害者権利条約についても、意思疎通には、筆記や平易な言葉、朗読、利用しやすい情報通信機器も含めて、広く定義されている。

(委員)

1つ目についてはよくわかった。曖昧と書いていただければよい。

2つ目は納得できないが、他の委員にお任せする。

(委員)

点字の資料を送っていただき、読んできたが、量も多く混乱しているところがある。

いいのか悪いか判断がつきにくいところがあるが、書かれている内容で分かりにくいところがある。盲ろう者、聴覚障害者、視覚障害者と分かれているが、盲ろう者のところが分かりにくいので、分かりやすく書いて欲しい。

(委員長)

今の意見は、障害の種別が列記されているところで、視覚障害、聴覚障害、盲ろう者という形で、きっちり書いて欲しいということか。

例えば、どういう風に書いていけばいいか、例を挙げてもらえると皆さんも理解できると思うがどうか。

(委員)

他の障害の方と一緒に列記されているところがあるので、盲ろう者のところははっきりと分けて書いて欲しい。

(委員長)

内容的には、盲ろう者のことも書いているが、他の視覚障害や聴覚障害と一緒に書いているところも多くあるので、盲ろう者としての課題として、明確にわかるように書いて欲しいということでよいか。

(委員)

そうである。

(事務局)

盲ろう者の課題について委員からいただいた意見について、今回、まとめ案に追加している箇所を説明する。条例に盛り込むべき内容の(10)学校設置者等の役割で、新たに「盲ろう者のための学習する場、機会があればよい。学ぶための環境の整備とそれぞれに適応した場所が必要。」について、委員からいただいた意見を追加している。

全ての内容について、それぞれの障害ごとに書くということは、先ほども申したとおり、共生社会づくり条例の理念に基づき、様々な障害種別がある中で、まとめて標記しているところがたくさんある。ただし、それぞれの障害種別でこういった特性があって、どのような支援が必要かというところについては、条例の策定後、県民の皆さんに説明していく中で、先行県でも、リーフレットやパンフレット等で具体的な説明をされているところがあるので、そういったところに活用させていただければと思っている。

(委員)

意見ではないが、確認したいことがある。小委員会は今回が最終ということであるが、その後、3月29日の障害者施策推進協議会にまとめを持って行って議論していただく、そういう話を聞いている。2021年度以降については、3月29日の議論の結果になるということか。または、2021年度以降のロードマップはあるのか、見えない状況で進んでいくのは、団体に説明するのも難しいので、わかる範囲でいいのでスケジュール感を教えてもらいたい。

(事務局)

先ほど説明をさせていただいたが、まずは3月29日に開催が予定されている障害者施策推進協議会に報告をさせていただく。

今回、小委員会のまとめについては、条例の形に関して、一体型という意見と別立型という意見を両論併記する形でまとめていただいているので、施策推進協議会にも説明させていただき、そこで、この先どういう形で進めていけばいいのかという議論をいただくと考えている。

ただし、この1回の施策推進協議会だけで、来年度どのように進めていくかという結論がすぐに出るかはわからないところがあるので、3月29日の施策推進協議会にてまずは議論いただき、それから先のことはまた来年にも施策推進協議会はあるので、そこでもう一度議論いただくかどうかも含めて検討してまいりたいと思っている。ただ皆様からもなるべく早く条例をとという意見をいただいているので、そういった部分も踏まえて進めてまいりたい。

(委員)

今のところは先が見えないということか。

(事務局)

先が見えないとは考えていない。来年度中には、条例の具体化に向けた検討を進めてまいりたいと思っており、そこに向けてこういった形で意見を集約していくのかということになると思っている。

(委員長)

この小委員会の提言を受けて、協議会でどういう形になるかわからないが、来年度中には何らかの条例づくりについての検討を進めていくという理解でよいか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

3月29日に協議会があるということで、間違っているかもしれないが、協議会の委員の中に聞こえない聴覚障害の方が一人だけだった。盲ろう者は入っていない。

盲ろう者がいないことで、盲ろう者に対する理解が広まるか不安でに思っており、よろしくお願ひしたい。

(委員長)

事務局には、協議会へ報告をしていただいたうえで、今回のまとめの内容について、確実にお伝えいただくということをお願いしたい。

(委員)

資料の8ページ、条例に盛り込むべき内容の表(3)の定義について、この資料を読んでちょっとどうかと思ったので意見させてもらうが、この方がいいというわけではなく、考えていただければと思っている。

先ほど事務局から、先行県ではということで話があったが、現実、手話言語条例は現在、全国30道府県で制定されているので、他のどこかの県の条例をみて資料を作っていたと思う。だが、先行県がこうであったとしても、滋賀県では別というのものではないか。

一つは、意思疎通手段というところで、手話や要約筆記と列記されており、先ほど委員からも意見があったが、列記の方法を当事者同士のコミュニケーションと第三者が入ったのコミュニケーションのような形で分けたときに、手話は当事者同士で話をする。私が視覚障害の方と話をするときは音声だと思う。要約筆記は難聴者が、難聴者同士が要約筆記をするのだろうか思ったが、おそらく第三者の要約筆記者が入るのではないかと思う。そうすると、ここには手話通訳者はいないなと思った。

定義の意思疎通手段をどのような方法で分けるかという、その分け方、カテゴリーの作り方などにも影響はあるだろうが、もう少し整理をして、滋賀県らしいというか、良い内容になると思う。

(委員)

関連した意見を言わせてもらうが、今の意見に全く同意する。

直接的コミュニケーションと間接的コミュニケーションがあり、間接的コミュニケーションは支援者が入ると理解している。

直接的なコミュニケーション方法というのは、整理してもらえばいいと思う。まずは当事者に確認をして、意見を聞いたうえで整理してもらったほうがスムーズに整理できるのではないかと思う。先行県をモデルにしてというのは、私たちが言った覚えはないということも見受けられるので、ここで出た意見を整理していただきたい。

(事務局)

意思疎通手段の中に手話通訳者は入っていないではないかという意見については、要約筆記者も入っておらず、手話、要約筆記としか書いていない。

意思疎通手段については、障害者権利条約や先行県の条例を先ほど紹介したところ。この小委員会では知的障害であればマカトンなどもあるという意見もあり、非常に幅広く定義しようという委員の皆さんの思いが込められていると思っている。

逆にここから要約筆記を除くというのは、なぜ今除かなければならないのか、その意図がよくわからない。除く必要はないと思う。これまで出てきた、委員の皆様の意思疎通手段を広くとらえようという意見に沿ったまとめであり、今ここで新たに要約筆記を除くという意見が出てくるということがなぜかということと思う。これまでの議論のまとめであり、要約筆記を除くという議論はこれまでなかったと思う。

(委員)

要約筆記者、手話通訳者についての議論は 今ここではやめておきたい。また、要約筆記を除いてほしいとは言っていない。

先ほど、直接コミュニケーションと間接コミュニケーションの言葉が出て、そういう言い方があるのかと思ったが、分け方としてどのように分けたのかということ。ここに上がっているのは、先行県ではこのように定義されているということで一つの例を挙げているが、滋賀県は独自のものをつくったらどうかという意見である。

(委員長)

問題が複雑になっているが、「言語」と「意思疎通」と、もう一つ、「意思疎通支援」の3つくらいに分類されるのかと思う。書いていくとごちゃ混ぜになりそうな部分もあるが、「言語」というのは、障害者権利条約の第3条に規定されており、勉強会でも出てきた「言語」のことを指している。

先ほど意見のあった直接的コミュニケーションと間接的コミュニケーションというのは、意思疎通の方法であり、先ほどの意見は、意思疎通の方法を円滑にするために通訳者が必要であって、そういった言葉の整理をしてもらったほうがいいという意見かと思う。

【休憩】

(委員長)

先ほど委員の発言の中で、休憩中に整理をしていただいたところがあるので、その点について説明をお願いしたい。

(事務局)

盲ろう者のことがわかりにくいという意見について、休憩中にどのような趣旨だったかを確認させていただいた。

趣旨としては、条例に盛り込むべき内容の(3)定義に記載している意思疎通手段の内容について、「手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談～」と記載しているが、ここで、盲ろう者が使っている指点字や触手話、拡大文字などが具体的に入っていないということ。「触覚を使った意思疎通」と広く括っている部分があるかと思うが、具体的にど

ういうものか少しわかりにくいということもあり、指点字や触手話、拡大文字について、明確に書いて欲しいという意見であった。その点については、今回の意見を踏まえ、修正等を図っていきたい。

（委員長）

意見は出尽くしたようであるので、最後にこの小委員会での感想を含めて、委員の皆さんから一言ずつ発言いただきたい。

（委員）

滋賀県難病連絡協議会としては、様々な意思疎通手段を使う協会の会員さんもおられる。滋賀県の難病の集いというものをやっているが、見に来られた方が手話を使えないかということもあり、私たちにとって意思疎通のツールというのは活動の一つになっている。これからもここに集まっておられる皆さんと協力をしていきたいと思うので、よろしくお願いしたい。

日本ALS協会から、コミュニケーションについてどのような困難があるか、簡単に説明をさせていただきたい。一番ベーシックなものは文字盤。笑い話になるが文字盤を使って夫婦喧嘩をする人もいる。文字盤を使わないものとして、打ち文字を使っている。ALSの場合、目か足の指が5ミリ動けばパソコンを使ったコミュニケーション手段がとられている。北海道の札幌市の条例の中では、ALSのコミュニケーションツールも入れてもらっている。

これからも、滋賀県難病連絡協議会としてお世話になることがあると思うので、よろしくお願いしたい。

（委員）

これだけ多くの当事者の方とお会いして議論をしてきたというのは、得難い機会であったと感謝している。

発達障害者は、法的には2005年に発達障害者支援法ができるまで、発達障害者というのは法的には存在していなかった。21世紀の障害でまだまだ全国的な当事者組織もできておらず、声を上げる当事者が少ない中、このように県の会議に出させていただいたことに感謝しており、大きな経験となった。

この委員会の途中からずっと考えて、まだ答えは出ないが、手話言語や情報コミュニケーションに関する条例を検討していく中で、発達障害はコミュニケーションの障害と言われていて、発達障害のコミュニケーションの障害とこの条例でいうコミュニケーションも同じものなのか、そうでもないようにも思えるので悩んでいる。

（委員）

最後に意見として追加したことを少し発言したい。条例に盛り込むべき内容の（4）基本的理念のところの最後のほうにある「障害者の意思決定を尊重し個人としてその尊厳を重んじること、意思決定を尊重するにあたっては本人の意思表示を含めて保障されること」とあるが、実は、代読が認められない場面が今でもある。

パスポートをもらうときは自筆を求められる。ところが、中途失明の方は字を書いた経験があるので書けるが、小さいときから見えなかった人は、漢字を書いた経験がないので非常に困っている。

病院や銀行のローン、保険の加入、そういったところで、自筆で書いてください、あるいは家族の人をお願いしますと言われるが、家族のない人は困っている。そういった意思表示を含めた保障とあるのは、視覚障害者の代筆による意思表示も認めていただけるようになればありがたいと思っている。

（委員長）

すごく大切な意見で、県の差別解消条例でも動いていったほうがいいと思う。例えば私が住んでいる兵庫県では、銀行で通常は自筆になるが、私も書けないので、大手の銀行の場合は職員が2名立ち会って、1名が代筆、1名が確認をするという体制ができていますので、それがまだ滋賀県で普及していないのであれば、そういったことを銀行協会など、色々な関係機関へ働き掛けていってもらおうことで、今の課題は解消していくと思う。

（委員）

当事者の方から直に意見を聞くということは、なかなかなかったもので、貴重な意見を聞かせてもらったと思っている。ここで議論したことが、どのように県政に活かされていくかということを考えたときに、この後のことを聞いたがやはり疑問がある。きちんと活かして欲しい。そのためには私自身も滋賀県政に関心をよせていきたいと思う。

（委員）

長期間、いろいろな障害のある方々からの意見、支援者の意見を聞いて、私自身も勉強させていただいた。

先ほども意見があったが、私も滋賀県の代表としてここに参加させてもらっているが、小委員会の結果はどうなるのかと、団体の中で聞かれるので、いつ、どこで、どのような結果になったかというのを、知ることができるような方法をとっていただけたらと思う。

それともう一つ最後に、全国的にWEBの会議がどんどん増えている中で、録画もできるようになっている。それは社会がそうやってきているので止めることが出来ないが、実は要約筆記は文字としては保存性があるが、残さないことが基本になっている。そういった文字を保存したものが見えないかという話が出てきたので、改めて、全国的にもそれを検討しており、考えていきたいと思っている。

（委員）

私自身も公務員であり、私が事務局の立場であれば、この展開をどのように進めていくのかということをも自分も考えながら、この会議にのぞんでいた。

なかなか事務局の苦勞も大変なものがあり、まず職員のモチベーションが高くなければ、そもそもこのような条例を作ろうとならないし、小委員会を設置して議論をしてもらおうともならない。

事務局も様々な苦勞をしていただいて、議論がここまでまとまってきたと思う。資料が遅くなったことへの謝罪もあったが、私自身も資料の提供が遅くなることもあり、この新型コロナウイルス感染症の影響もあって、この業務だけをされているわけではない大変な状況で取り組んでいただいているということで、皆さんとも違う視点で御礼を言いたい。

（委員）

皆さんの意見を聞いていたが、私としては残念な思いが大きく残っている。なぜかという

と、2016年に滋賀県ろうあ協会として署名活動をして、知事に署名を提出してから5年たっているが、まだ叶っていないことに複雑な思いを持っている。遺憾に感じている。まずは、3月29日が結果を受けて、滋賀県ろうあ協会として今後どのように訴えていくのかということを検討していきたい。

県の事務局の方々は頑張っていたというの分かるが、正直、この委員会は意味があったのかという感想を持っている。みんなで一緒に議論を重ねてきたことはありがたいと思っている。

(委員)

この小委員会に参加させていただいて、色々なことを学ばせてもらった。盲ろう者として、全国的な組織では他の障害に比べて歴史も浅く、盲ろう者福祉も遅れている。まだまだ弱い組織であり、そういうところは残念ではあるが、頑張っていきたいと思っている。皆さんの意見はそれぞれ違うが、残念に思う部分もある。少しずつでも変えていければと思っている。本当に県の職員の皆さんには感謝申し上げたい。いろいろな議論があったが、よい経験が出来たので、これで終わりではなく、今後少しでも良い方向に進んでいくように頑張っていきたい。

(委員)

委員会の中で発言できなかったが、事務局に確認したいことがあるが、(22)でわかりやすい条例とあり、それはありがたいが、施策への意見というところで、1番上の「知的障害者が相談しやすいところをつくって欲しい」という意見があり、それに関しては(17)のところに「障害者差別解消相談員、地域アドボケートの活動に協力する」とあるが、私は初めてこの名前を知った。例えば守山であれば、守山のどこにこういった相談するところがあるのかを知らない。おそらく、草津や栗東の人にも知らないと思うので、わかりやすい条例を作ってくださいにあたり、相談がどこでできるのかということ、知的障害者でグループでの活動をされていない人もたくさんいるので、そういう人たちにもわかりやすいよう、知的障害の相談をする場所がどこにあるのかを、条例ではないが、リーフレットやパンフレットでも構わないので作ってもらえるとありがたい。

事務局の方には、最初の頃からわかりやすい文章、ルビの入った文章をつくってくださいとお願いしていた。他の仕事もある中、コロナの時期でもあり忙しいと思ったが、本当にわかりやすい資料を作ってください感謝している。ただ、一つ言わせてもらおうと、最初からこうしてもらえるとありがたかった。

最後に委員長には本当にお世話になり、会議の前に15分、20分の時間を取っていただき、委員会での進め方を丁寧に説明していただいた。こういう時間を取っていただいたことにとても感謝している。

この委員会に呼ばれていなければ、このような経験はできなかったのも、皆さんの意見を聞くことができてよかった。

(委員長)

織田委員の前半部分の意見について、資料の説明を事務局からお願いしたい。

(事務局)

ただいま、委員から発言いただいた内容については、文章のところよりも表の方がわかり



やすいかと思うので、表の1番最後、16ページを見ていただくと、1番下に施策への意見として、「知的障害者が相談しやすいところを作って欲しい」という意見をいただいている。この内容に関連して、(17) 県民等の役割において、小委員会の追加意見として、「障害者差別解消相談員や地域アドボケートの活動に協力すること」との意見をいただいている。そのことについて、先ほど委員から発言があったと認識している。

(委員長)

先ほどの発言もあったとおり、差別解消相談員や地域アドボケートについて、知的障害者に伝わっていないところがある。どのように伝えていくかということは、どんな条例でも必要なことだと思う。

(委員)

この小委員会に参加させていただいたのは、2回目になるが、前は皆さんの熱意に圧倒されていた。皆さんが深く勉強されており、自分が何もわかっていないことを情けなく思った。私たちは、どちらかというところ最近このような状態になった。皆さんの中には、小さい頃から障害がある方が多いが、私の場合はつい最近まで、目も見える、耳も聞こえる、しゃべれる、運動もできるという状態だった。それが、一夜にして声が出せない状態になってしまった。

委員会に参加させていただき、皆さんの熱意に心を打たれた。この条例が皆さんにとって素晴らしいものとなるように願っている。

(委員)

この小委員会において、皆さんのそれぞれの思いは、感想を聞いている中でも不満があったり、いいものができたと思っていたり、様々だと思う。

私も障害がある子どもを持って、この活動に入ってからそろそろ30年になる。育成会としても70年近くになる。本当に長い年月をかけて、これまで活動してきたという部分では、様々な障害のある方が同じテーブルについて、特に今回、岡田委員が参加していただき、色々な意見を出していただいたということは、とても価値のある委員会だったと思う。他の条例も経験してきたが、これだけ当事者の方々が本当にいろいろな意見を自分の立場、自分たちの代表だという思いを、ここでぶっつけて言ってもらったということは、全然意味が違うと思う。

こういう小委員会が持たれること自体がすごく進んだなと。親の思いも本人たちの思いも入ったものが、出来つつあるのかなという思いがある。この小委員会ではいろいろな意見が出たが、楽しかったと思う。

(委員)

弊社は情報のユニバーサルデザインの研究所である。30年ほど前の私の最初の仕事は、ALSや筋ジストロフィーの方の意思疎通支援であった。その後、視覚、聴覚など多様な人のコミュニケーション支援へと進んでいる

この小委員会そのものが、異なる障害者同士のコミュニケーションをどう捉えるかという大きな実験であったと思う。そういう意味でも、本当に滋賀県の皆さんや委員長に感謝したい。

2つほど言いたいことがある。まず、資料の4ページにある「手話を正しく認知し」とい

う言い方である。認知とは、例えばここに「お茶のボトルがある」と認知し、それを意識のうちに入れるということである。そのため、手話を認知し、といういい方では、手話の存在を単に知るという意味に見えてしまう。であれば、ここは「手話を正しく認識し」とする方がいいのではないか。認識となると、手話がどういうもので、どのような背景があり、どこで使われるべきかということ、一般の県民がしっかり理解するという意味に見える。これがろう者への差別をなくしていこうという意識へ繋がっていくと思う。

もう1点、全体のことになるが、別立か、一体かについてずっと考えてきた。これは、例えて言えば病院を作るようなものであると考える。耳だけの病院、耳鼻科を作る、それはとても大切なことだと思う。耳に関して詳しい先生がいる単体の病院である。ただ、耳鼻科に行く人でも、その病気の原因は内科的なものかもしれないし、外科的な要因かもしれない。それは、視覚でも同様のことが言える。この単体型に対し、一体型というのは、イメージとしては総合病院である。総合病院の中には必ず耳鼻科も眼科も内科も外科もあり、色々な先生がいて総合的に診てくれる。どちらが大事か大事でないかということではないが、今回の件は、単体の病院をつくるのか総合病院をつくるのかということではないかと考えている。ただ、見えない人も聞こえない人も、例えばコロナに罹るかもしれない。その時には、総合病院の方が総合的により良い治療を受けられるかもしれない。それは状況によるだろうが。

今後、29日の協議会でこの結果がどうなるかわからないが、どちらにしても、手話を大事な言語として滋賀県の中で認識し、県民の皆さんが正しく理解して、その上でどのようなコミュニケーションをとっていくかということになるだろう。

皆さんが発言されているとおり、自分と異なる障害を理解することは、大変ではあるがとても大切なことだ。見えない、聞こえない、話せない、動けないなど、色々な障害を、これから年を取っていけば、みんなが共通に抱えていくことになる。高齢社会というのは、全員が軽度重複障害を持つという社会である。既に障害のある方々は、これから年をとり、障害を持つ我々全員の大先輩になる。自分以外の障害をしっかりと理解した上で、今後の社会を共に考えることで、ユニバーサルデザインの新しい展開が生まれていくのではないかと。そういった意味でも、この小委員会は大変素晴らしいものだったと思っている。

#### (委員長)

この2年間、委員長をやらせていただいている以上は、もっと委員の皆さんから本音で意見を言っていただきたかったが、私の進行が悪いところもあり申し訳なかったと思いつつ、できるだけまとめるという意識よりは、思っていることを出してもらおうという意識で取り組んできた。皆さんに協力していただき、運営する上ではやりやすかったと思う。

小委員会はこれで終わるが、今後の普及や活用など、まだまだ時間はかかると思う。先行して差別解消に係る条例があるので、それに基づいて進めていかなければ、障害のある人が生まれてから死ぬまで、自分らしく生きていけるような環境にはなっていないと思うので、引き続き、県だけではなく、当事者も含めて訴え続けていきたい。

私は兵庫県民ではあるが、今後も来て欲しいということがあれば協力したいと思う。

#### (事務局)

委員長をはじめ委員の皆様には、当初の任期を延長して、2年間8回にわたり小委員会で熱心に議論いただき感謝申し上げます。

本小委員会は、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の検討において、社会福祉

審議会から「手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の必要性について、全県的な議論が望まれる。」との答申を受け、専門的な調査検討を行うために設置をされたもの。その点については、条例が必要ということを確認いただき、条例の形については両論併記という形にはなっているが、盛り込むべき内容についても多くの意見を賜った。

冒頭に説明したとおり、本日確認いただいた小委員会のまとめは、上部組織にあたる障害者施策推進協議会に報告をさせていただき、協議会での議論を踏まえて、来年度には、県としての条例の方向性を示していければと考えている。

今後の見通しを先ほど明確に申し上げられなかった理由は、今回、まとめと言いながらもまとまってはいないということがあるかと思う。協議会の議論も踏まえて、条例化にあたってはいずれ県としてどちらか一方に決めなければならないが、多数意見の一体型にしても強い反発が予想され、別立型にしても小委員会での多数意見はどうなるのかと反発があるため、どちらも、当事者団体から強い反発がある以上は、議会に諮ることができない。なかなか先の見通しが厳しいと思っている。

意思疎通の困難さを抱える方々が、それぞれの障害特性に応じた意思疎通手段を選択できる豊かなコミュニケーション社会に向けて、引き続き、皆様の協力を得ながら検討を進めてまいりたいので、今後もよろしくお願いしたい。

以上